

令和4年7月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和4年7月22日（金）
午前9時～

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美

推進委員	1番	加納	秋一
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光
推進委員	5番	川間	哲志
推進委員	6番	重村	安治
推進委員	7番	外山	安孝
推進委員	8番	亘	幸世
推進委員	9番	大江	義仁
推進委員	10番	前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第24号 農用地利用計画変更の承認について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可について

議案第26号 農用地利用集積計画（基盤強化法）の作成について

議案第27号 農用地利用配分計画（中間管理事業法）の作成について

議案第28号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第29号 あっせん譲受け候補者名簿（仁志字）の見直しについて

議案第30号 営農計画書を受理したので、別紙のとおり提出する。

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 次期総会について

日時：令和4年8月23(火)午前9時～

場所：和泊町役場(結いホール)

議案提出締切日：8月15日(月)

現地確認調査日：8月16日(火)午後1時30分時から

議案発送日：8月18日(木)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大吉 憲仁 事務局次長 西村 雄次
事務局主査 先山 照子 任用職員 中野 碧

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年7月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長代理の川畑委員からのあいさつをお願いします。
川畑委員	おはようございます。本日会長が体調不良の為会長代理の私が進めていきたいと思っております。 初めてなので緊張しておりますがスムーズに会を進める為皆さんご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 徳永委員、村山委員、川畑の3名となっておりますが異議がなければ挙手をお願い致します。 (全委員挙手) それでは、議事録署名委員を徳永委員、村山委員、川畑の3名になります。 議事に入りますが今日上手々知名の推進委員でおられます田浦委員見えますので議事の変更を致しまして議案第28号 農地あっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について、こちらを先にしたいと思っております。よろしくお願いたします。 それでは、議案第28号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実践要領第9に基づくあっせんの申し出があったので別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。
事務局	はい、23ページ農地の売りのあっせんが2件出ております。

	<p>整理番号1番 土地の所在が国頭 伊西 ○○ 畑 1,248㎡ 農用地区域内となっております。もう1筆が喜美留 筒岩 ○○ 畑 1,370㎡ 他1筆合計で2,618㎡ 申出者が国頭にお住いの○○さんです。希望価格は相場をお願いします。という事でした。備考欄にもありますが○○は抵当権がついてまして確認したところ司法書士に頼んで抹消手続き中となっております。整理番号2番 玉城 前当 ○○ 畑 2,952㎡ 農用地区域内です。他2筆 合計3筆で6,458㎡ 申出者が東京都小笠原にお住いの○○さん希望価格は相場をお願いします。とのことです。</p>
議長	<p>はい、整理番号1番 希望価格は相場となっておりますので国頭と喜美留をお願いします。</p>
今井委員	<p>はい、国頭伊西の畑は周りはサトウキビと里芋しか作っていないような畑で基盤整備は無しで畑かんもありません。という事で○○万円～○○万円と西原の方とお話をしました。喜美留の畑は伊地知委員とお話をして基盤整備も有って畑かんもついているので○○万円～○○万円だと思います。</p>
議長	<p>只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) それでは、国頭の畑を○○万円～○○万円、喜美留の畑を○○万円～○○万円にしてあっせん委員を今井委員、伊地知委員、久富委員の3名でお願いします。 整理番号2番玉城の畑ですが玉野委員説明をお願いします。</p>
玉野委員	<p>はい、こちらの畑は形はいいんですが砂地なので○○万円～○○万円位だと思います。</p>
議長	<p>只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) それでは、あっせん価格を○○万円～○○万円であっせん委員を村山委員と谷山委員でお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、27ページ買いのあっせんが1件出ています。 土地の所在が手々知名 乙上原 ○○ 畑 2,246㎡ 農用地区域内 他1筆 合計2筆で5,041㎡ 申出者が玉城にお住いの○○さん 希望価格は相場をお願いします。という事でした。○○さんは認定就農者であっせん名簿登録があります。以上です。</p>
議長	<p>はい、田浦委員あっせん価格はどうですか。</p>

田浦委員	<p>畑の形をみてもらったら分かるように片方は使いやすいんですがもう片方が使い勝手の悪い形をしてるので〇〇万円～〇〇万円位だと思います。上手々知名の跡取りの方や手々知名の跡取りの方に〇〇万円で話をしたのですが買い手が見つからず残ってしまってる畑になります。以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) では、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円であっせん委員を田浦委員と川畑でお願いします。 それでは、田浦委員ありがとうございます。お疲れ様でした。 (田浦委員退出) 議案第24号から改めて進めていきたいと思います。農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、整理番号1番 計画変更は除外 土地の所在が大字和泊汐瀬 ○〇畑 1,661㎡ 小作地 申出者が鹿児島市下竜尾町の合同会社〇〇代表社員 ○〇さん 変更の理由はサービス付き高齢者向け住宅と駐車場の建設 権利の種類は賃貸借 貸人が和泊にお住いの〇〇さんと 鹿児島市下竜尾町にお住いの〇〇さんの共有名義となっております。農用地区域内ですので、今回除外をして除外後、転用をするという流れになります。こちらの申請地は、和泊町役場から南へ約500mに位置し、集落内の点在した農地です。10ha 以上のの広がりがない小集団のため土地改良未整備地区で、農地区分は第2種農地に判断されます。未整備地区のため表土は浅く変形しています。地図を見ていただくとわかるとは思いますが、申請地の北側に住宅、東側と南側に宅地が接しているため、外周部農地の不整形部分を埋め、農用地区域境界の凹凸を緩和しこの除外選定地としては適正だと思われます。サービス付き高齢者住宅及び駐車場を建設するには、1,661㎡の除外は必要最小限だと思われます。また、具体的な事業計画や被害防除計画等の計画があり、不要不急の用途に供するためではないものと思われます。 以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、こちら和泊ですが平田委員補足などありますか。</p>
平田委員	<p>いえ、特にありません。</p>
議長	<p>はい、他に質問等ありますか。 (なしの声)</p>

	<p>それでは、お諮りします。 承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員賛成という事で議案第24号は承認します。 続きまして、議案第25号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、申請番号1番 権利の種類が所有権の移転になります。 土地の所在が畦布名川 ○○ 畑 農振農用地 2,940㎡ 他1筆 合計面積が5,850㎡ 譲渡人が大字手々知名にお住いの○○氏 譲受人が大字手々知名にお住いの○○氏 申請事由が息子さんへの贈与となっております。 申請番号2番権利の種類が所有権の移転になります。 土地の所在が国頭後蘭仁 ○○ 畑 農振農用地 2,791㎡ 譲渡人が大字国頭にお住いの○○氏 申請事由がその他の資金の為です。譲受人が大字国頭にお住いの○○氏 申請事由が経営規模拡大の為 農業委員のあっせんによる売買になります。反あたり○○円です。これらの申請は農地法3条第2項各項に該当しないと思われるため許可要件を全て満たしていると思われます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、申請番号1番三島委員何か補足などありますか。</p>
三島委員	<p>いえ、特にありません。</p>
議長	<p>はい、申請番号2番盛田委員補足などありますか。</p>
盛田委員	<p>○○さんの畑を○○さんが今まで借りてたんですけど○○さんが売るとい事で○○さんが買いました。なんの問題はないと思われます。</p>
議長	<p>はい、分かりました。他に質問等ありますか。 (なしの声) 承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 議案第26号農用地利用集積計画(基盤強化法)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい， 5 ページから13ページが基盤法の相対の契約で議案第27号14ページから公社を通した契約になります。本日お配りした別紙，農用地利用集積等計画表，これをもとに説明をしたいと思います。</p> <p>新規につきましてはあっせん委員各委員から説明をお願いします。</p> <p>基盤法の使用貸借，相対は0件で公社に使用貸借が1件2,567㎡，賃貸借の相対が15件46,305㎡公社が10件で54,807㎡となっております。相対が合計で15件46,305㎡公社が合計で11件57,374㎡利用集積計画が基盤強化法と公社合わせて26件103,679㎡となっております。以上です。</p>
議長	<p>では，議案第26号と27号合わせて採決したいと思います。</p> <p>議案第26号の7ページ申請番号3番をお願いします。</p>
今井委員	<p>みなしの解消です。</p>
議長	<p>はい，8ページの申請番号5番をお願いします。</p>
大福委員	<p>みなしの解消になります。</p>
議長	<p>はい，申請番号6番をお願いします。</p>
盛田委員	<p>みなしの解消です。</p>
議長	<p>はい，10ページの申請番号10番11番をお願いします。</p>
平田委員	<p>10番は前耕作者の方が亡くなられて遊休地になる前にあっせんをして契約したものになります。11番は遊休地状態になっていて解消の為1年間は無償になります。</p>
議長	<p>はい，申請番号12番をお願いします。</p>
徳永委員	<p>はい，みなしの解消です。</p>
議長	<p>13ページの申請番号15番をお願いします。</p>
平田委員	<p>耕作者の変更になります。耕作面積も少ないですし大城から和泊まで通うのはしんどいとの事でした。</p>
議長	<p>では，議案第27号に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番2番をお願いします。</p>

盛田委員	1番は〇〇さんの体の具合が悪くなってしまって草畑なのでそのまま使ってくれる方を探して〇〇さんに貸すことになりました。2番は〇〇さんの畑を1番の〇〇さんが使っていてそのまま〇〇さんが使う事に以上です。
議長	はい、16ページ申請番号3番お願いします。
事務局	耕作者変更で、〇〇さんが使ってたんですができなくなってしまったという事で〇〇さんが認定農業者の申請をしまして昨日審査会がありまして承認を得ましたので認定農業者になると思いますが認定申請と合わせて規模拡大の意向があったという事で〇〇さんであっせんを出されたという事になります。
議長	はい、申請番号4番お願いします。
平田委員	遊休地状態になっていたなのでその解消になります。
議長	はい、18ページの申請番号7番お願いします。
事務局	はい、7番8番9番10番11番はみなしの解消です。 10番は畑の質が悪いという事で荒らさないだけでもいいので耕作してほしいという事で使用貸借となってるそうです。
議長	はい、何か質問等ありますか。 (なしの声) それでは、承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 それでは、議案第29号 あっせん譲受け候補者名簿(仁志字)の見直し農地移動適正化あっせん事業実施要領第4の(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の修正および追加の申し出があったので別紙のとおり見直しについて審議を求める。説明をお願いします。
事務局	はい、先月見直しという事で保留になった〇〇さんの件ですが保留になった理由として〇〇畜産で認定就農者なので買うべきではないのかなというのと〇〇さんは〇〇畜産に畑を貸してるので実際従事はしてるですが経

	<p>営はしてないので農地法上許可が出せるかということで保留して調べたところ、許可の例外という事で貸付を目的として農地を取得することは可能という事になっておりまして、ただし審議する際1つの総会において取得するものと法人に貸すという契約のものを1つの総会で審議する事が条件となっております。以上です。</p>
議長	<p>はい、それでは承認をしてよろしいでしょうか。 よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 それでは議案第30号 営農計画書を受理したので、別紙のとおり提出する。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、新規就農という事で〇〇さんの息子さん〇〇さんになります。 今年度中に新規認定就農を受けるという事で台帳の作成と農地等のあっせんという事で営農計画書を受けたので報告になります。</p>
議長	<p>はい、まだ若い方なので農業者年金も1万円で加入できますとアプローチしてください。 それでは、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、34ページから合意解約の報告があります。 皆さん目通しをお願いします。</p>
議長	<p>では皆さん、合意解約の報告はよろしいでしょうか。 (はいの声) それでは、その他にいきたいと思います。 次期総会について 次期総会は8月23日火曜日午前9時から結いホールで行います。総会終了後合同研修会があります。8月の議案締切が8月15日月曜日、現地確認が8月16日午後1時30分から、議案発送が8月18日木曜日となっております。 あと、新規の件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、最適化交付金に関する事なんですけど交付金をもらうには4月に皆さんが設定した目標、新規契約が1人あたり3反で和泊町のトータルが6.8haで担い手に新規契約をしましよという事で承認を得ました。1人当たり必ず10日は活動して活動日誌に記入しましよとお願いしております。</p>

	<p>今回の交付金対象になるのが4月から9月の実績に基づいて交付金をもらえるんですけど、こちらで皆さんの活動記録を確認したところ新規契約は3反をクリアされてる方がほとんどです。自分はクリアしてないなという方は農業委員会事務局に相談に来てください。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、まだクリアされてない方は頑張ってみなしの解消進めていきましょう。 他になにかありますか。 (なしの声) では、以上を持ちまして定例総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和4年7月22日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____